

国土建第50号
令和2年6月10日

監理技術者講習登録講習機関 各位

国土交通省土地・建設産業局建設業課長
(公印省略)

監理技術者講習における新型コロナウイルス感染症への対応について (第3報)

建設業法(昭和24年法律第100号)第26条第4項に規定する監理技術者講習については、「監理技術者講習における新型コロナウイルス感染症への対応について(令和2年3月23日付国土建第530号)」により、当面の間は、監理技術者講習は延期又は自宅学習の方法により実施されるよう通知しています。

こうした中、新型コロナウイルス感染症対策本部において、全都道府県の緊急事態の解除が決定され、会合やイベント等に関しても適切な感染防止策を講じた上で開催することが可能とされたところです。

これら状況を踏まえ、令和2年3月23日付国土建第530号「監理技術者講習における新型コロナウイルス感染症への対応について」は、令和2年6月30日をもって廃止します。

なお、監理技術者講習の実施に際しては、新型コロナウイルス感染症対策本部等において示されたイベント開催制限の段階的緩和の目安や基本的対処方針等をはじめ、国や都道府県からの要請等に留意しつつ、講習会場における感染防止のための適切な対策(「三つの密」を徹底的に避ける、「人と人との距離の確保」「マスクの着用」「手洗いなどの手指衛生」「室内の換気」等)を講じるよう併せて通知します。